

「大学生キャリア形成の変容に係る意識調査」報告フォーラム 運営等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本県では、若者、特に就職期の女性の転出超過の課題に対応するため、関西大学社会学部濱 貴子准教授ゼミ（以下、「濱ゼミ」という）の協力のもと、令和7年度より県外大学で学ぶ本県出身学生にインタビュー調査を実施しています。

本フォーラムは、濱ゼミの学生から自治体・地域・企業等、多様な立場の参加者に向け、調査の最終報告を行い、広く調査結果を知ってもらう場とします。

それとともに、トークセッションやワークショップを通じて、若い世代から見た「地方で働き、暮らすこと」を多様な立場で考え、今後の若者定着・女性活躍・採用戦略等に関する施策検討のヒントとしてもらうことを目的に開催します。

本実施要領は、これらの企画・運営等に関する業務を委託する事業者を公募により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要等

(1) 委託業務名

「大学生キャリア形成の変容に係る意識調査」報告フォーラム運営等業務
提案内容の概要

別紙「業務委託仕様書」（以下、「別紙仕様書」という。）のとおり

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 委託上限額

1,600千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※この上限とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とします。

(1) 単独企業

①富山県庁及び県内で行う打ち合わせ等に常時参加できる体制をとれる者であること
（富山県内に活動拠点があることが望ましい）

②優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること

③プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと

④宗教団体や政治活動を主たる活動の目的にしていないこと

⑤次のいずれにも該当しないこと

(ア)役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

- (イ)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ)役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- (エ)役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
- (オ)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (カ)役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- (キ)参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (ク)参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- (ケ)参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- (コ)風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- (サ)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- (シ)県税を滞納している者
- (ス)民法（明治29年法律第89号）第13条第1項第10号に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- (セ)禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(2) 共同企業体

- ①各構成員が(1)④及び⑤に掲げる全ての項目を満たしている者であること
- ②共同企業体の代表者が、(1)①から③を満たしている者であること
- ③共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ④構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ⑤各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと

⑥次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的	イ 共同企業体の名称	ウ 構成員の名称及び所在地
エ 代表者の名称	オ 代表者の権限	カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
キ 構成員の責任	ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置	
ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置		
コ 解散後の瑕疵担保責任	サ 取引金融機関	シ その他必要な事項

4 プロポーザルへの参加申込み方法及び質問の受付

(1) 参加申込み方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、令和8年9月3日(木)17時(必着)までに参加申込フォームによりお申込みください。

【参加申込フォーム】

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/j51k65N1>

(必ず電話で到達確認をお願いいたします。)

※申込後、事情により参加を辞退する場合は、速やかに電子メールによりその旨を連絡してください。

【連絡先】

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室

E-mail atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp

(2) 質問の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、令和8年8月28日(金)12時までに質問フォームにより提出してください。原則、電話及び口頭による質問は受け付けません。

また、次の質問については、受け付けません。

- ・他の応募者に関する質問
- ・その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

なお、質問に対する回答は、令和8年9月1日(火)を目途に、全ての参加者に対して行います。質問の内容によっては、回答が示されない場合もあることをご了承ください。

【質問フォーム】

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/BC1jLd9X>

5 企画提案書等の提出

企画提案書は下記により提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

(1) 提出書類

① 企画提案書（A4版）

別紙仕様書及び別紙「審査基準」を参照の上、業務の具体的な実施案を提案してくだ

さい。

- ・企画提案コンセプト
- ・別紙仕様書を踏まえた企画の内容（フォーラム全体の司会者、トークセッションの登壇者、ワークショップのファシリテーターの人選案を含む）
- ・対象者への周知を図る広報の方法
- ・業務の実施スケジュール

② 委託業務実施体制

- ・会社概要（様式任意）

他の企業と共同で事業を実施する場合は、当該企業の会社概要も提出してください。

- ・同種又は類似業務の実績
- ・社外協力企業等を含む委託業務を実施するための実施体制及び人員配置等

③ 概算見積書（様式任意）

仕様書に記載されている業務を行うために必要な経費を算出し、積算の内訳がわかる見積書を作成してください。

(2) 提出方法 ファイル形式は PDF とし、県が指定する URL からアップロード願います。
なお、アップロード先については、参加申込者に対して別途お知らせします。

(3) 提出期限 令和 8 年 9 月 10 日(木)17 時（必着）

(4) 経費負担 企画提案書の作成等応募・プロポーザル参加に要する一切の経費は参加事業所負担とします。

(5) その他

- ・提案は、1 参加者につき 1 案までとします。
- ・委託上限額の範囲内であれば、事業趣旨に沿った企画を任意で追加提案しても差し支えありません。
- ・会場使用料等は本事業費に含むものとします。
- ・次に掲げる場合については提案を無効とします。

①所定の日時、方法で提出すべき書類を提出しなかった場合

②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合

6 審査方法等

(1) 審査方法

企画提案書による**書面審査**により、企画提案書等の内容を総合的に審査の上、事業実施に適切な業者を契約候補者として選定します。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表します。なお、審査結果に関する質問については回答しません。

7 契約手続き等

選定された契約候補者と仕様書の内容を別途協議の上、契約を締結します。

選定した契約候補者が契約締結前に辞退した場合は、次順位者を契約候補者に選定し、契約締結について協議します。

8 その他

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- (2) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、富山県の指示に従ってください。
- (3) 委託期間中において委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告してください。
- (4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (5) 当事業は、国の交付金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意して下さい。

9 スケジュール

令和8年8月28日（金）12時	質問受付期限
令和8年9月3日（木）17時	プロポーザル参加申込期限
令和8年9月10日（木）17時	プロポーザル企画提案書等提出期限
令和8年9月下旬以降	委託候補者の決定、結果通知、業務委託契約締結

10 お問い合わせ先

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室

受付時間：8時30分から12時及び13時から17時15分まで（土日・祝日を除く。）

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁本館4階423号室（モデルオフィス）内

TEL 076-444-3137

E-mail atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp